

令和7年度流山市グリーン購入推進方針

1 目的

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号）第10条に基づき、本市の環境物品等の調達の推進を図るために方針を作成するもの。

2 適用範囲

本市の全ての事務事業に適用する。

3 基本原則

- （1）環境物品等の調達にあたっては、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行う。
- （2）環境物品等の調達にあたっては、できる限り資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体について環境負荷の低減を考慮したものを選択する。
- （3）調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄等に留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるように努める。

4 特定調達品目

令和7年度において重点的に調達を推進する環境物品等（以下「特定調達品目」という。）の種類は別表に記載の126品目とする。

5 調達目標

各分野の調達実績（各特定調達品目の購入に費やした金額）が、それぞれ90%となることを目標とする。

6 調達の留意事項

- （1）調達総量の抑制に努めるとともに、グリーン購入の推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮すること。
- （2）特定調達品目を調達する場合、判断基準を満たす環境物品等を選択すること。

ただし、次の理由による場合は適用しないものとする。

ア 価格が割高であり、予算の制約を受ける場合。

イ 品質・規格に適合する特定調達物品等が製造されていない場合。

ウ 商品の在庫がなく、納入期限に間に合わない場合。

- （3）特定調達品目以外の物品等を調達する場合にあっても、できる限り環境負荷の少ない物品等を選択すること。

- (4) 物品等の納入等に携わる業者の選定にあたっては、業者自身の環境保全に対する取り組みを配慮すること。

7 推進体制

流山市環境マネジメントシステムに基づきグリーン購入を推進するとともに、実施状況の把握、点検及び評価を行う。